

資源になる「プラスチック類」とは？

さらなるごみの再資源化を図るため、従来資源ごみとして出していた「容器包装プラスチック」に可燃ごみとして出していた「プラスチック製品」を加え、新たに「プラスチック類」として資源ごみとして出していただきます。見分け方は以下のとおりです。

区分	見分け方	利用方法
<p>容器包装 プラスチック</p> 	<p>商品ラベルにプラ表示のある食料等の容器として使用されていたもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ポリ袋・ラップ類 菓子やパンの袋・スーパーのレジ袋・納豆のパックフィルムなど ● トレイ・パック類 魚の発泡トレイ・卵のパック・洗剤の詰め替えパック など ● カップ類 カップ麺の容器・ゼリーやプリンなどの容器 など ● ボトル類 油や洗剤の容器 など ● 容器のふた びんやペットボトルのプラスチック製のふた など ● チューブ類 マヨネーズや練りわさびの容器 など ● その他 みかんの網袋・緩衝材として使用された発泡スチロール など 	<p>工業用パレットや日用のプラスチック製品としてリサイクルしています。</p>
<p>プラスチック 製品</p>	<p>汚れなどの付着がない 100%プラスチック素材の製品のうち、一辺の長さが 50 cm未満で厚さが5mm未満の製品。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 使い捨てプラスチック ストロー、スプーン、ポリ袋、ラップフィルム など  <ul style="list-style-type: none"> ● その他のプラスチック製品 クリアファイル、計量カップ、化粧品容器トレイ、コップ、皿、下敷き、スポンジ、洗面器、タッパー、バケツ、発泡スチロール、ハンガー、ファイル、プラスチック容器 など 	

出し方

1 きれいに洗って乾かす

汚れていると資源にならず、虫などがわく原因となります。

2 中身の見える程度のレジ袋等に入れる

ペットボトルとは分けてください。容器包装プラスチックとプラスチック製品はまとめて袋に入れて構いません。

3 プラスチック類収集日の朝6時から8時までに資源ごみステーションに出す

軽いのでネットをかけるなど飛散防止の措置を行ってください。ペットボトルとは分けて置いてください。



資源ごみとして出せないもの

- 汚れの落ちないもの ● 中身が残っているもの
- 100%プラスチック製ではないもの
- 1辺の長さが50 cm、素材の厚さが5 mm以上のもの

このようなものは、**可燃ごみ**または**粗大ごみ**として排出ください

※電池が使用されているものは、**電池を外し可燃ごみ**として排出ください

- 在宅医療などで使用した注射器やプラスチック製品(P21)
(注射器や注射針:処理困難物、容器やチューブ:可燃ごみ)
- セラミック製のもの(不燃ごみ)(P7)
- 強化プラスチック(FRP)(処理困難物)(P21)

このようなものは、該当ページを参照いただき、**適正に排出ください**